有価物（故紙類）後期払下げ仕様書

八潮市から発生する有価物（故紙類）払下げに係る仕様書については、次のとおりです。

1　件名　　有価物（故紙類）後期払下げ

2　場所　　八潮市リサイクルプラザ（八潮市大字八條２３６５番地１地内）

3　払下げ品目

市内の家庭系一般廃棄物のうち、市が資源ごみ（紙類）として指定し収集した故紙類。

4　引取り方法・場所

買受者が市内に設けた引取り場所へ市の収集業務委託業者が直接搬入します。

※引取り場所には、積み降ろし作業ができる十分なスペースやトラックスケール等の計量装置及び計量票の発行機器を備えていることが要件となります。

※引取り場所が、八潮市公害条例に基づく許可が必要となる工場・作業場等に該当する場合、特定工場等の許可を受けていることが要件となります。

5　搬　　入

(1)　搬入物

①　段ボール
②　新聞紙（広告含む）
③　雑誌、本、書籍
④　雑紙類（封筒、ティッシュペーパーの箱、菓子の外箱など）
⑤　家庭でシュレッダーした紙類
⑥　牛乳パック

※上記以外の不純物等の混入が見込まれますが、関係法令を遵守し、買受者の責任において適正に処理してください。

(2)　搬入量　令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの実績

月	搬入量（t）	月	搬入量（t）
4 月	114,240	10 月	79,770
5 月	91,130	11 月	94,650
6 月	92,370	12 月	115,730
7 月	90,660	1 月	84,130
8 月	88,380	2 月	80,620
9 月	106,730	3 月	88,330

※令和８年１２月から令和９年３月までの搬入量については、前年度実績を参考にしてください。
※引渡し量を確約するものではありません。

(3)　搬入日時
①　搬入日　毎月 2 週目・4 週目の月曜日～金曜日の 5 日間
②　時　間　午前 8 時～午後 4 時 30 分頃まで
※雨天時も搬入します。

(4)　搬入車両
市が委託する収集業務委託業者のパッカー車〔6 種類混載〕、または２トン車平ボディーで搬入します。

(5)　計　　量
①　6 種類混載の車両 1 台ごとに計量し、計量票を発行してください。
②　不用水分（雨天時）及び不純物の控除は無いものとします。

(6)　荷降ろしの注意
①　積載物の荷降ろしは、搬入者（市収集業務委託業者）が行うものとします。
②　荷降ろし等搬入に伴う安全確保は、搬入者（市収集業務委託業者）及び受入者双方で適切に行うものとします。

6　入札金額
１ｔ（1000 ㎏）当たりの**消費税抜き**の金額です。
※落札後の契約金額は、消費税相当額分を加算した額となります。

7　落札後の契約期間
(1)　期間は、令和８年１２月１日から令和９年３月３１日までです。
(2)　契約期間内においては、いかなる理由があろうとも搬入物を受け入れるものとします。

8　事故の報告
買受者は、搬入後における事故については、速やかに市に報告するとともに、買受者の責任において速やかに解決しなければなりません。

9　法の遵守
(1)　買受者は、業務全般の遂行にあたって、道路運送法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守するものとします。
(2)　搬出後における運搬後の処理経過で生じた廃棄物及び事故については、関係法令を遵守し、買受者の責任において適正に処理しなければなりません。